

# 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条（用語の定義・規約の適用）

この会員規約では、用語を以下の各号の定義によって使用します。

- (1) この会員規約を「本規約」といいます。
  - (2) 合同会社エンタープライズ中村を「当事業者」といい、当事業者の事業に関して、当事業者が業務委託契約を締結している相手方事業者を「委託先」といいます。
  - (3) 当事業者又は委託先が、お客様の要望に応じて実施又は施工する下記の作業を「施工サービス等」といいます。
    - ① 車体の洗車
    - ② 車両に装着しているタイヤもしくはホイールの洗浄及びワックス掛け
    - ③ 車体の鉄粉除去
    - ④ 車内の清掃及び清拭
    - ⑤ 車体塗装面のコーティング
    - ⑥ 車体塗装面の鏡面研磨
    - ⑦ ⑤で実施したコーティングのメンテナンス
  - (4) 前号の作業のうち、当事業者又は委託先が、通常使用する用具、液剤、薬品を用いて行う車両内外の清掃、洗浄及び清拭等の美装を「軽美装」といい、シート補修、内装のシミ取り、煙草等の焼け焦げ補修、抗菌防臭加工等、通常的美装業務の範囲を超え、又は通常的美装業務で使用しない液剤又は薬品等を使用した作業は、これに含みません。
  - (5) 本規約の内容を承諾のうえ、本規約に基づいて登録を申込み、当事業者がこれを承認した個人又は法人のお客様を「会員」といいます。
  - (6) 会員の車両及びタイヤへの施工サービス等に対する対価を「利用料金」といいます。
  - (7) 暴力団、暴力団関係の団体又はその他の反社会的組織を「暴力団等」といいます。
  - (8) 暴力団等の構成員、関係者を「暴力団員等」といいます。
- 2 本規約は、当事業者又は委託先が会員の求めに応じて提供する施工サービス等を目的として、お客様が会員としての登録を申し込むに当たり、適用されます。
- 3 当事業者は、会員登録に当たり、登録を希望されるお客様に、氏名、住所、電話番号、LINEアカウント、利用料金等の引落し口座（金融機関への届出印による、振替依頼書への押印を含みます。）、施工サービス等の対象車両情報等（以下「会員情報」といいます。）の提供及び本人確認書類の提示を求め、申込者はそれに同意するものとします。なお、当該会員情報に、虚偽、誤記及び印影相違並びに当事業者への通知なき変更があった場合、当事業者及び委託先は、施工サービス等の実施の遅れ並びに郵送物及び通知事項の不達に一切の責任を負いません。
- 4 本規約に定めのない事項に関しては、法令又は一般の慣習に従うものとします。
- 5 当事業者は、本規約の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。その場合には、特約は、本規約に優先して適用されます。

### 第2条（規約の変更）

当事業者は、施工サービス等の内容の変更等の当事業者の都合又は法令改正への対応等、必要があると判断したときは、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。

2 前項の変更は、当事業者のウェブサイトにおいて又は個別の会員に対する適宜の方法で、本規約の変更、当該変更の内容及び効力の発生時期について公表します。効力の発生時期以降は、変更後の規約が適用されます。

3 会員は、規約の変更不同意のときは、効力の発生時期までは、随時退会することができます。

## 第2章 会員

### 第3条（会員）

会員として登録されるためには、本規約の内容を承諾のうえ、本規約に基づいて登録を申込み、当事業者の承認を受けることが必要です。

2 当事業者は、審査の結果、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、会員登録の申込みを承認しないことがあります。また、承認しなかった理由の開示請求を含む一切の異議を受け付けません。

- (1) 申込書に記載した内容に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったとき。
- (2) 申込みに際し、決済手段として申込者が届け出た決済手段が無効なものであったとき又は申込者本人の名義でないとき。
- (3) 申込者が未成年であったとき。
- (4) 申込者が暴力団員等であると認められたとき又は暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。
- (5) その他当事業者が会員として不適当であると判断したとき。

3 会員の地位及び権利は、会員の一身に属し、本人以外に譲渡、承継はできません。

4 会員登録の有効期間は、会員登録日から6か月間とし、会員が、満了日の1か月前までに、満了させる旨を当事業者又は委託先に対して書面又は電磁的方法で通知しなかった場合は、満了日時点と同一のプランで自動更新されます。

### 第4条（ご利用料金）

ご利用料金はプランごとの月毎の定額制とし、当事業者は、ご利用料金表を店頭に掲示し、又は申込みを希望される方に対して書面にて交付します。

2 各契約プランの料金に変更されたときは、次回の更新時から適用されます。ただし、消費税率その他法令の改正に伴う変更その他やむを得ない事由が生じたときには、当事業者は会員に対し速やかに通知し、当該変更内容を了承しない会員は、通知日から効力発生日までの間、退会することができます。

3 前項但書に基づく変更は、当該通知の効力発生日以降に到来する利用期間から適用されます。

### 第5条（決済）

会員は、ご利用料金を、対象月の翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、新規登録の申込時に指定した、会員名義の金融機関口座からの自動引き落としによって決済するものとします。

2 前項の引き落としが、決済事務の処理の都合又は残高不足その他の事情でできなかったときは、対象月の翌月に2か月分を引き落とす形で決済していただきます。

3 会員は、利用料金等が3か月連続して引き落としができなかったときは、その時点での強制解約とします。その場合、当該会員は、解約時点までに発生している未払利用料金その他の債務について当然に期限の利益を失い、一括して、当事業者が指定する方法により、直ちに弁済しなければなりません。

4 前項の場合において、当該会員の支払うべき債務には、第20条に定める遅延損害金が含まれます。

### 第6条（届出事項の変更）

会員は、利用申込時に当事業者に届け出た会員情報に変更があったときは、当事業者所定の方法によって、速やかに当事業者又は委託先に、変更内容を届け出るものとします。

2 会員が前項の届出を怠った場合は、申込時に届出を受けた住所に宛てて当事業者又は委託先が郵送した送付書類及び申込時に登録を受けたLINEアカウントに宛てて当事業者又は委託先が送信した電磁的情報は、未読、既読の如何を問わず、それぞれ通常到達すべきときに会員に到達したものとします。

3 当事業者及び委託先は、会員が本条に定める届出を怠ったことにより会員に生ずる損害について、一切の責任を負いません。

#### 第7条（資格の停止及び取消）

会員が次のいずれかに該当するときには、当事業者及び委託先は、当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員の資格の停止又は資格の取消を行うことができるものとします。

- (1) 当事業者又は委託先に対する申込内容もしくは届出内容に虚偽の事項があったとき又は当該事項に関する疑義についての当事業者又は委託先からの質問もしくは照会又は修正依頼等に応じないとき。
  - (2) 当事業者又は委託先に対する金銭債務の履行を2か月以上遅滞し、又は支払を拒否したとき。
  - (3) 本規約に違反したとき。
  - (4) 会員の指定した決済口座の利用が停止されたとき又は自動引き落としによる決済ができないとき。
  - (5) 安全管理上、施工サービス等を提供すべきでないときと当事業者又は委託先が判断したとき。
  - (6) 差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。
  - (7) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。
  - (8) 解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。
  - (9) 自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (10) 当事業者もしくは委託先もしくは他の会員又は第三者に著しく迷惑を掛ける行為（当事業者もしくは委託先もしくは他の会員に対する誹謗中傷等を含むが、これらに限られない）を行ったときと当事業者又は委託先が判断したとき。
  - (11) 暴力団員等であると認められるとき又は暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。
  - (12) 以上の各号に準じ、当事業者又は委託先が、施工サービス等の提供を、不相当と認める事由が生じたとき。
  - (13) 当事業者が提供する他のサービスに関する規約、約款に違反した場合において、当該規約・約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取り消されたとき。
  - (14) 死亡又は行方不明となったとき。
  - (15) 当事業者又は委託先から会員等に宛てた通知が届出の連絡先に到達しないとき又は会員等が当事業者又は委託先からの通知の受取を拒否したとき。
  - (16) その他、事由の如何を問わず当事業者が必要であると判断したとき。
- 2 会員がその資格を取り消された場合、当該会員は、期限の利益を喪失し、取消時点で発生している当事業者及び委託先に対して負担する債務の一切を、当事業者指定の方法で、一括して弁済するものとします。
- 3 当事業者が本条に定める措置を執ったことで、会員が、当事業者又は委託先の提供する施工サービス等を受けられず、これにより損害が発生した場合であっても、当事業者及び委託先は、一切の責任を負いません。

#### 第8条（個人情報の取扱い）

当事業者及び委託先は、会員の個人情報を、別途定め公表するプライバシーポリシーに従って取扱います。

### 第3章 施工サービス等

#### 第9条（プランの選択）

会員は、申込みに際して、希望する施工サービスのプランを選択しなければなりません。

- 2 会員は、登録後に希望したプランを変更する場合は、当事業者所定の方法で、当事業者又は委託先に対してその旨を通知しなければならず、当事業者は、変更の通知を受けた月の締め日の翌日から、その変更に応じます。

#### 第10条（施工サービス等の申込み）

当事業者又は委託先は、会員に対し、希望するプランに応じて、施工サービス等を提供します。

- 2 会員は、会員登録を完了した後に、所定の方法で、施工サービス等の日時及び内容を予約したうえで当事業者又は委託先の承諾を得なければ、施工サービス等の提供を受けられないものとします。

- 3 施工サービス等の提供場所は、当事業者又は委託先の事業所とします。ただし、会員は、別途出張費を負担し、当事業者又は委託先の承諾を得たときは、会員指定の場所で、施工サービス等の提供を受けることができます。

#### 第11条（キャンセル）

当事業者及び委託先は、会員が、事前の連絡なく、施工サービス等の開始予定時刻を15分経過しても施工サービス等の提供場所に来場しなかった場合は、その時点でキャンセルされたものとみなし、契約期間内に提供する回数又は頻度に制限がある施工サービス等については、そのうちの1回分を提供したものとします。

#### 第12条（コーティング保証書）

当事業者は、会員が希望する場合は、施工したコーティングの内容及び実施年月日についての証明書を発行します。

- 2 会員が、紛失その他の事由で当該証明書の再発行を希望するときには、当事業者所定の手数料を、当月のご利用料金に加算してお支払いいただきます。

#### 第13条（免責）

当事業者及び委託先は、当事業者及び委託先が提供する施工サービス等の性質上、その完全性及び永久性につき、いかなる保証もしません。

- 2 当事業者及び委託先は、会員の施工サービス等の利用により生じた一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとします。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）等の条項により、当事業者又は委託先が会員に対して損害賠償責任を負う場合については、当事業者又は委託先に故意又は重過失がある場合を除き、当該会員が、損害の発生日から遡って過去1年間に当事業者に支払った金額を、賠償額の上限とします。

#### 第14条（施工サービス等の中断・中止）

当事業者及び委託先は、天変地異、戦争、テロ、その他の犯罪等による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、当事業者又は委託先の運営が一部又は全部不能になった、又はなるおそれがある場合、施工サービス等の提供を停止し、又は中断することがあります。

- 2 当事業者及び委託先は、1か月の予告期間をもって会員に通知したうえで、施工サービス等の提供を長期的に中断し、又は終了することがあります。

#### 第15条（知的財産権等）

当事業者及び委託先が提供する施工サービス等の仕様書、工程表その他の資料等についての著作権その他知的財産権の一切は、当該資料の作成者に専属的に帰属します。

#### 第16条（禁止事項）

当事業者及び委託先は、当事業者又は委託先が提供する施工サービス等の利用に際し、以下の各号に定める行為を何人に対しても禁止します。

- (1) 当事業者もしくは委託先又は第三者の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権、肖像権、人格権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為又はそれらのおそれのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくは法令に違反する行為又はそれらのおそれのある行為。
- (3) 当事業者又は委託先が提供する施工サービス等を通じて入手した画像、映像その他のコンテンツを、私的利用の範囲外で使用する行為及び無断で改変する行為。
- (4) 他の利用者又は他の利用者以外の第三者を介して、当事業者が提供する施工サービス等を通じて入手したコンテンツ内容及び資料等を複製、販売、出版、頒布、公開する行為およびこれらに類似する行為。
- (5) 当事業者及び委託先の名誉及び信用を毀損、失墜させる行為及びそのおそれがあると当事業者又は委託先が合理的に判断し得る行為。
- (6) 当事業者及び委託先の運営を妨げる行為。
- (7) 当事業者もしくは委託先もしくは他の会員又は第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (8) 選挙活動又はこれに類似する行為。

- (9) 特定の宗教の勧誘もしくは布教活動又はこれに類似する行為。
  - (10) 当事業者の承認を得ないで行う商業行為、営業活動又はこれに類似する行為。
  - (11) 当事業者及び委託先の営業上の秘密を開示し、又は漏洩させる行為。
  - (12) 当事業者及び委託先保有のウェブサイト及び当事業者及び委託先のシステム、ソフトウェア等に対する攻撃、修正、改変、複製、蓄積、削除等の行為（コンピュータウイルスを含むプログラムその他の有害プログラムの使用を含みます。）。
  - (13) その他当事業者が不適切であると判断する行為。
- 2 会員は、禁止行為により当事業者もしくは委託先又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負います。

## 第4章 退会等

### 第17条（会員からの解約）

会員は、退会する場合は、退会の1か月前までに、当事業者所定の方法で、当事業者又は委託先に対して、その旨を通知する必要があります。

- 2 当事業者及び委託先は、退会の通知を受領した場合は、通知された退会日で施工サービス等の提供を終了し、契約期間が残存していたときでも、残存分について一切の保証をしません。

## 第5章 当事業者のその他の業務

### 第18条（物品の斡旋・販売）

当事業者及び委託先は、当事業者が推奨する物品につき、会員に対し購入を斡旋し、又は販売することがあります。

- 2 当事業者は、前項の物品について、何らの保証もしないものとし、不良品等の問題が生じた場合は、会員は、自己の責任と負担において製造元と解決するものとします。ただし、当事業者が製造元と連絡のうえ、当該物品の交換を仲介することを妨げません。

## 第6章 雑則

### 第19条（外部業者への委託）

当事業者又は委託先は、必要に応じて、業務の全部又は一部を、当事業者又は委託先の負担と責任において、第三者に委託することがあります。

- 2 当事業者又は委託先は、前項に基づき第三者に業務を委託する場合、当該第三者の選定及び監督を、善良なる管理者の注意をもって行います。
- 3 会員は、当事業者又は委託先が、前二項に基づき業務を委託することを、あらかじめ承諾するものとします。
- 4 会員は、当事業者又は委託先が、第2項の義務を尽くした場合であっても、第三者の故意又は重大な過失によって生じた損害については、当該第三者の責任を優先して追及するものとします。

### 第20条（遅延損害金）

会員は、ご利用料金等の金銭債務を、支払期日を過ぎてなお弁済しない場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、ご利用料金等の金銭債務と一括し、当事業者が指定した日までに指定した方法で支払う義務を負います。

- 2 前項の支払いにかかる費用は、全て当該会員の負担とします。

### 第21条（損害額の算定）

施工サービス等の提供及びご利用料金等の支払等の本規約に基づく取引において、会員が故意又は重過失により当事業者又は委託先に損害を与えた場合、当該損害額には、裁判所が相当と認める範囲での弁護士費用その他の回復費用を含みます。

第22条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義を生じた場合には、当事業者又は委託先及び会員等は、信義誠実の原則に沿って協議し、円満に解決を図るよう努めるものとします。

第23条（準拠法）

本規約は日本法に準拠します。

制定日 令和7年10月15日

事業者名 合同会社エンタープライズ中村